

裁 決 書

第201400196551号

審査請求人

処 分 庁 米子市福祉事務所長
石 原 慎 吾

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、平成26年9月30日付けで提起された上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による生活保護費返還決定処分に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

平成26年8月11日付けで処分庁が行った生活保護費返還決定処分のうち返還額260,965円を超える部分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

請求人が審査請求書及び反論書において主張するところは、概ね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

平成26年8月11日付けで処分庁が行った法第63条に基づく生活保護費の返還決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

平成26年8月4日に支払われた火災保険金（以下「本件保険金」という。）は、同年6月12日に発生した火災（以下「本件火災」という。）により消失した家財の持ち主である父に全額支払った。なぜ、父への弁償は認められず、処分庁へ返還する必要があるのか、納得できない。

また、消失した家財は生活必需品なのだから、代わりの家財を購入するためのお金が必要である。

第2 処分庁の主張

処分庁が弁明書で主張するところは、概ね次のとおりである。

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件と

して行われる」として、保護の補足性の原則を定めている。

また、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定し、被保護者に資力がありながら保護を受けた場合には、支給した保護費の額を上限として、当該保護費の返還を求めることができるとされている。

- 2 「生活保護手帳別冊問答集2014」問13-6-(答)-(4)は、災害等による補償金、保険金等について、「被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権、保険金請求権等は客観的に確実性を有するものである」と示しており、請求人にとっては、本件火災が発生した平成26年6月12日に資力が発生したものと判断される。
- 3 「生活保護手帳2014年度版」(以下「保護手帳」という。)によれば、自立更生のための用途に供されるものとして、「被保護者が災害等による損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損なわれた場合の当該生活基盤の回復に要する経費」等のほか、「被保護者世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、(中略)自立更生計画の遂行に要する経費」に当てられる額を認めるものとされている。請求人は、本件審査請求の理由において、本件火災により焼失した家財の持ち主に対し、本件保険金の金額を補償金として支払った旨を主張しており、保護手帳に定められた基準によれば、当該補償金は、自立更生のための用途に供される経費には当たらず、よって、本件保険金から控除することはできない。
- 4 請求人は、本件保険金として、287,365円の支払いを受けた。当該保険金額から保護手帳に定められた最低留保額である8,000円を控除して得た額279,365円を、収入として認定した。
- 5 2のとおり、請求人は、本件火災が発生した平成26年6月12日には、資力が発生したと認められ、さらに同日以降も保護が必要な状態であったことから、処分庁は請求人に保護を行った。請求人は、法第63条の規定に該当するので、保護費を返還する義務を有する。また、3のとおり、本件火災により焼失した家財に係る補償金は、本件保険金から控除することができないことから、4により収入として認定した額をもって、本件処分に係る返還金の額としたものである。
- 6 以上から、本件処分には何らの違法又は不当はない。

第3 当審査庁が認定した事実

当審査庁が、請求人から提出された審査請求書及び反論書並びに処分庁から提出された弁明書及び関係物件を審査した結果、認定した事実は次のとおりである。

- 1 請求人は、平成25年1月30日に保護が開始され、本件処分時に生活保護を受けていた。
- 2 平成26年6月12日に請求人の借家で本件火災が発生し、請求人の家財

道具が消失した。

- 3 平成26年7月22日、請求人に対し本件保険金287,365円が支払われた。
- 4 平成26年8月11日、同年6月から8月までに支給した生活保護費の額が3の額を超過していることから、処分庁は、最低留保額である8,000円を控除した残額279,365円について返還を求める本件処分を行った。

第4 当審査庁の判断

- 1 法に基づく保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。
このため、保護を受けている者に収入が生じた場合は、最低限度の生活を行うために必要な費用を上回る部分は資力に当たり、法第63条の規定により返還することとされている。
- 2 請求人は、本件保険金は父に弁償したと主張するが、親子は互いに扶養する義務がある以上、生活に困窮する子が親に弁償する行為は扶養義務に反している。
法第4条第2項が「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と規定するのも、扶養義務を有する者が保護を受けている者の生活を一層困窮させる行為を禁止しているものと解される。
よって、本件保険金を親に支払っても、最低限度の生活を行うために必要な費用として返還額から控除することは認められない。
- 3 しかし、請求人は本件火災により布団その他の生活必需品を失っており、代わりの物を購入しなければ、最低限度の生活さえできないのは明らかである。
生活必需品の購入費用については、請求人から具体的な主張はないが、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）において、災害にあった者に臨時的一般生活費として18,400円を支給するとされていることからすると、最低でも18,400円は最低限度の生活を行うために必要であると認め返還額から控除すべきである。
- 4 ところが、本件処分で返還額から控除した額は最低控除額の8,000円に過ぎず、最低限度の生活を行うために必要と認められる費用の額である18,400円を控除していない部分は違法であると解される。

以上のとおり、本件審査請求の一部には理由があると認められるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成27年3月26日

審査庁 鳥取県知事 平井 伸治



この裁決に不服があるときは、この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなる。）。

また、処分又は裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しに係るものにあつては米子市、裁決の取消しに係るものにあつては鳥取県を被告として（訴訟において、米子市を代表する者は米子市長、鳥取県を代表する者は鳥取県知事となる。）、提起することができる。

なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなる。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に再審査請求をした場合には、処分又は裁決の取消しの訴えは、その再審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。